

ヘゲモニー言語としての英語

「グローバルな文脈での日本」
第7回 / 2014年12月15日

「グローバルな文脈での日本」第7回研究会は、「ヘゲモニー言語としての英語」をテーマとして議論を行った。

グローバル化と日本の大学：なぜ幻想におびえるのか？

—— 荻谷剛彦 オックスフォード大学社会科学およびニッサン日本問題研究所教授

日本の初等・中等教育の質の高さは、長年にわたり海外で称賛されてきた。他方、高等教育については、日本の教育システムにおける最大の弱点であるとも評されてきた。注目すべきは、外国の専門家のみならず、ほとんどの日本人自身もこの点に同意しそうであるという事実である。日本の大学は、厳しい卒業単位認定も長時間の勉強も必要としない、学生が自由な時間を享受できる単なる「レジャーランド」であるとしばしば揶揄されてきた。

しかしながら最近、日本政府は、グローバルな競争がもたらす圧力があるとして、財界からの支持を得つつ、大胆な大学教育改革を目指す政策に着手した。この改革の野心的な目標は、日本の大学の「国際化」により、システムの質を強化するというものである。

最近打ち出されたもっとも影響のある政策は、「グローバル30」と「スーパー・グローバル大学」事業である。これら二つの政策は、日本の大学における教育の手段として英語使用を奨励する傾向の高まりに対する賛否があることを裏付けている。この二つ政策、特に「スーパー・グローバル大学」事業の分析を通して、そこに作用している根本的な論理を理解し、内包されている問題の所在を突き止めることが

できよう。

この事業に関する政策文書の言説分析からは、政府が、日本の大学の世界大学ランキング——英『タイムズ・ハイヤー・エデュケーション (THE)』誌のランキングやQSといったいわゆる「比較一覧表 (league tables)」——における位置について懸念を抱いていることがわかる。日本政府は、世界大学ランキングにおけるトップ100に入る日本の大学の数を、現在の2から10年間で10にまで増やすとの野心的な目標を設定している。

政策立案者は、日本の大学の主要な弱点（低スコアのもと）は、世界ランキングの複合指標の構成要素である「国際性」にあると考えているようだ。たとえば、東京大学は2014/15年のTHEで23位に入り、国際性指標では32.4ポイントを獲得している。これに対して、3位のオックスフォード大学の国際性指標は90.7ポイント、25位に入ったシンガポール国立大学の国際性指標は94.9ポイントである。日本の大学がランクを上げるためには、国際性指標を上げることが極めて重要であると政策立案者は確信している。このためにまず2009年に立ち上げられたのが、30万人の留学生を日本に呼び込むことを目的とした「グローバル30」計画である。



と、「国際化」を課題とすることが有意義であるかどうかという点についてであった。また関連して、英語で出され、主に英米圏で読まれているTHEのようなランキングに対して、日本の政策立案者がどの程度まで注目すべきなのかについても質問がなされた。荻谷教授は、日本の大学は西側諸国とのみならず、アジア地域においても競争しているのだと指摘した。他のアジアの大学がランキングを上げてより競争力を高めている以上、日本の大学もこの圧力に対応しなければならない。問題は、長期にわたる予算削減のなかで、利用可能な資金をめぐって競争をしなければならないということである（実施計画が表面的で不十分なものであったとしても）。資金を提供される大学数は究極的には政策立案者が決定することであるが、政府の国際化政策は、大学側に教育と学習の質を本気で改善しようというインセンティブをもたらすようなものでなければならない。最終的には、日本の学習構造は変革する必要がある。どのランキングが比較的より有益で望ましいかという点については、明らかなことは、日本政府は、日本の大学の最大の弱点は国際性にあると結論付けていることである（他のランキングも参照されているかどうかにかかわらず）。こうした「グローバル化」をめぐる言説は制度変革を求める大きな力となっているのである。

第二の質問は、人口構造の変化（特に人口減少）と大学への圧力の関係についてであった。荻谷教授は、国内の入学者が減少していることから、日本の大学は生き残りのためにより多くの留学生を呼び込む必要があるのは確実であり、大学の中には市場から消えざるを得ないところも出て来だろうと述べた。

第三の質問として、ある参加者は、グローバル化は標準化のみならず差別化を生み出すのであり、さらには差別化さ

れた特色が称賛されるという側面ももたらすと指摘した。この点を踏まえると、日本の大学が維持すべき強みはなんだろうか。荻谷教授は二つの強みがあると答えた。まず、日本の大学のいわゆるマス授業は、低コストで知識を日本人に普及させる効率的なものとして機能している。第二に、他の非西欧諸国と比較して、日本の大学教育のために利用できる日本語文献・教科書の量と広がりがあるという点である。莫大な知識の累積を英語（外国語）で教える必要はないという点は、あらゆる国にとって利点となる。

第四の質問は、学部ごと（たとえば自然科学と社会科学など）の「国際性」指標データがあるかどうか、そして、国際競争力を持った若者を育てることを大学に依存すべきかどうかという点についてであった。荻谷教授は、現状を生み出しているのは大学だけではなく社会全体であると指摘した。学部別比較については、理系の大学は高いスコアをあげている傾向がある。

最後に結論として、荻谷教授は以下の点を指摘した。日本はいまや国際化の波の只中にある。長年の予算削減を経て、大学はすでに政府の国際化構想に巻き込まれており、後戻りはできない。しかしながら、魅力ある質の高い学生は、最終的には、表面的な国際化だけではない質の高い教育を求めらるのである。日本の大学は知識だけではなく思考も教える必要がある。これは、言語スキルなしには困難であり、また、現在の日本の教育スタイルや文化とは摩擦を生じるかもしれない。国際化構想はそのような状況で強い国際的學生を集める原動力になるかもしれないが、真の教育変革のためには、より多くの資金を必要とする。現在の日本の大学がそうであるように、半分以上の教員が非常勤（兼務教員）であるならば、構造変革を起こすことは難しいはずである。

（英文テキストより日本語に翻訳）

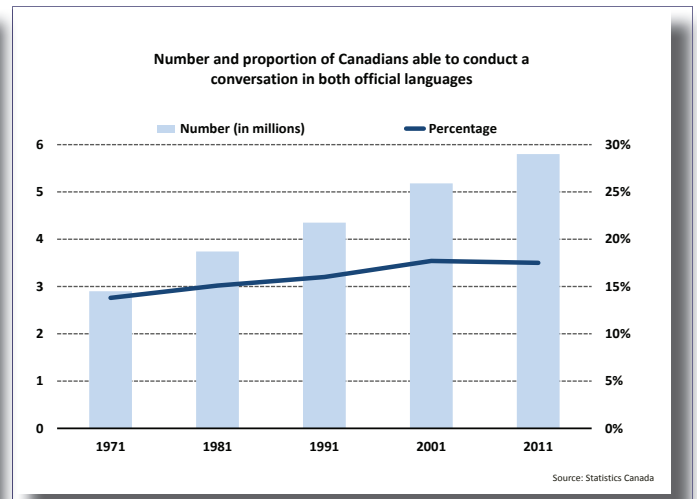
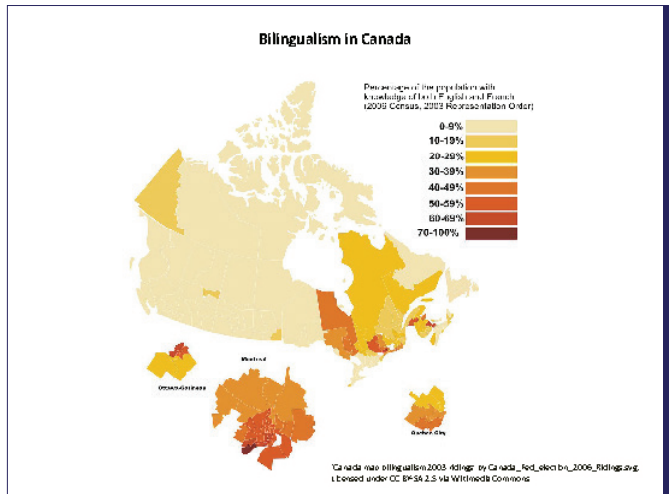
カナダの二言語併用政策の枠内における多文化主義の国家的枠組みと日本へのインプリケーション

—— イブ・ハク ヨーク大学言語・文学・言語学学科准教授

言語政策は、ナショナル・アイデンティティ、結合、国全体の全ての共同体にわたる一体感を生み出すために重要なメカニズムである。とりわけ、二言語併用政策あるいは多言語使用政策といった言語政策は、少数民族や先住民の言語グループに対して承認と権利を与えるものである。さらに、国家言語政策は、グローバルな言語としての英語の優勢な状態が地域

的文脈にもたらす影響についてもこれまで以上に対処しなければならないようになってきている。カナダにおける言語政策は、こうした全ての複雑な要素から説明すべきものであり、日本を含む他国の文脈における言語政策の発展のための有益なケース・スタディとなろう。

カナダの領域は広大であるが、3,500万人の人口のほとん



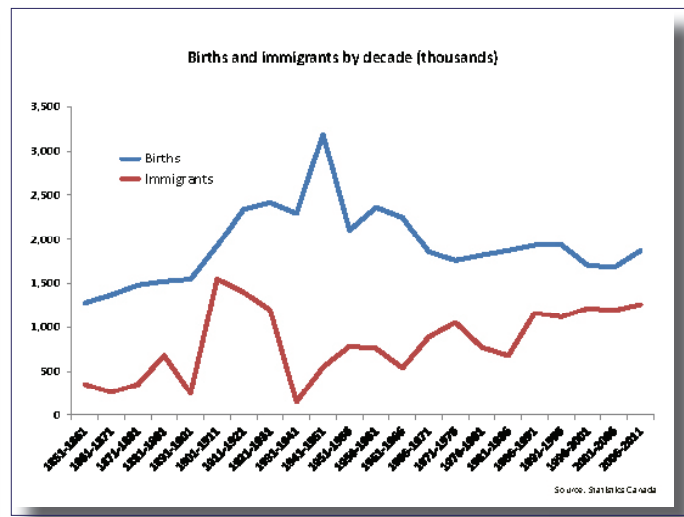
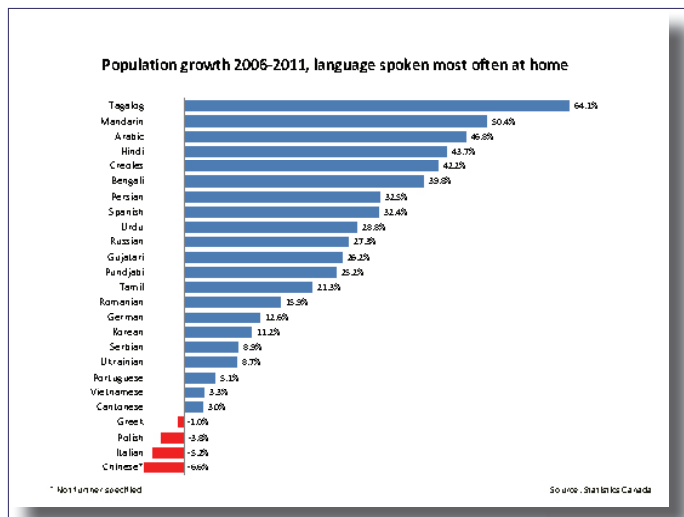
どは南方の米国との国境に集中しており、第二次世界大戦後は、地方から都市部へと移動してきた。現在、英語を第一言語とするのは2,480万人（全人口の75%）、フランスを第一言語とするのは770万人（同23.2%）である。フランス語人口は主にケベック州（大多数がフランス語話者）、ニュー・ブランズウィック（現在カナダで唯一公式に二言語併用政策を採っている州）、北オンタリオ地方の一部、そしてフランス語を話す小規模の共同体を抱える他の地域である。カナダには60を超える先住民言語（12の異なる語族に分けられる）と、140万人に及ぶ先住民コミュニティが全土にわたり存在するが、とりわけ北部に集中している。歴史的に、これらの先住民言語を含む語族の話者層や地理的分布がどのように広がってきたのかを知ることで、カナダにおける言語政策の発展がわかる。

カナダが国家として建設されたのは1867年のことであるが、さまざまな度合いで英語とフランス語の話者コミュニティの権利を保障する政策が採られ始めたのは1700年代にさかのぼる。フランス人とイギリス人が、後にカナダになる地域に大規模で移住してきた最初のヨーロッパ人であり、パリ条約（1763年）と1763年宣言などの公式の行為により、どのような形にせよ、英語、フランス語（そしてある程度は）先住民言語を話す共同体が承認されることとなった。しかしながら、議会、連邦裁判所、教育などで英語とフランス語の使用のある程度の権利が公式に定められたのは、1867年のコンフェデレーションと英領北アメリカ法の制定による。コンフェデレーション以後、各州は英語・フランス語使用についてそれぞれ様々なレベルの支援を伴う異なる政策を取っており、1960年代に至るまで、英語話者とフランス語話者に対す

る平等の権利が求められることはなかった。これらの要望は、主に、経済的・政治的に後れを取っていると感じるフランス語コミュニティから寄せられ、ケベック州（フランス語話者が最も集中している地域）における分離独立運動を先導し、国家統合を揺るがした。これに対し、連邦政府は1963年7月19日に、二言語および二文化政策に関する王立委員会（RCBB）を設置した。

RCBBは、当時最も長期間活動し、最も大きな資金を要した委員会であった。同委員会はカナダ全土で公聴会を開き、多くの専門家を動員して研究・学術的洞察を得て、最終報告書を完成した。RCBBの勧告により、カナダの最初の公用語法（1969年）が成立し、カナダは英語とフランス語のみを公式言語とする二言語併用国家であると宣言した。委員会活動中には、先住民や他の文化グループは必死に自分たちの言語を公式に、多文化主義政策を通じて承認するよう運動したが、最終的に委員会は二言語のみを公式言語として認めたのである。しかしながら、同委員会の報告書第四巻は、カナダは二文化主義であると宣言すべきとの勧告したのに対して、当時のトルドー首相はその勧告を採用せず、今後カナダは「二言語併用政策の枠内において多文化主義をとる」との多文化主義政策を宣言した（1971年）。

RCBBが残した影響として、これらの言語・文化の権利がカナダの権利と自由憲章（1982年）の一部として、カナダ憲法に盛り込まれることとなった。確固とした一連の公用語の権利（16項の22）の集合体はいまや憲法上の権利として確立している。ここには、少数派言語に属する人々の子弟に対する母語の教育権（23項）も含まれる。非公用語の保証がないこと（第27項）や先住民言語話者に対する特

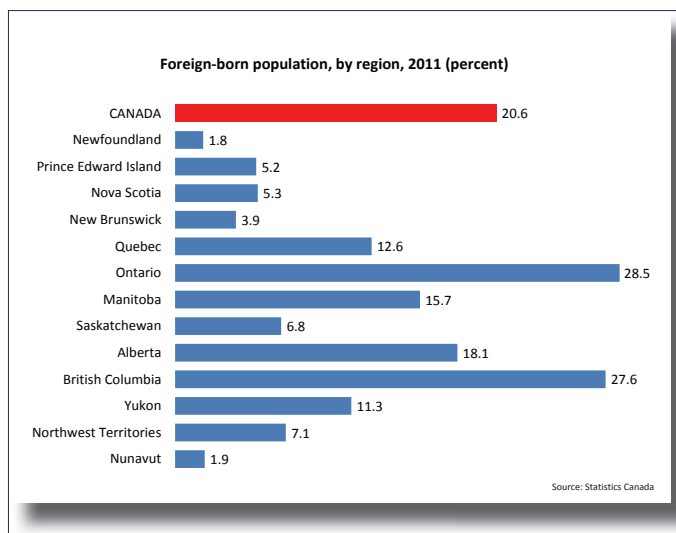
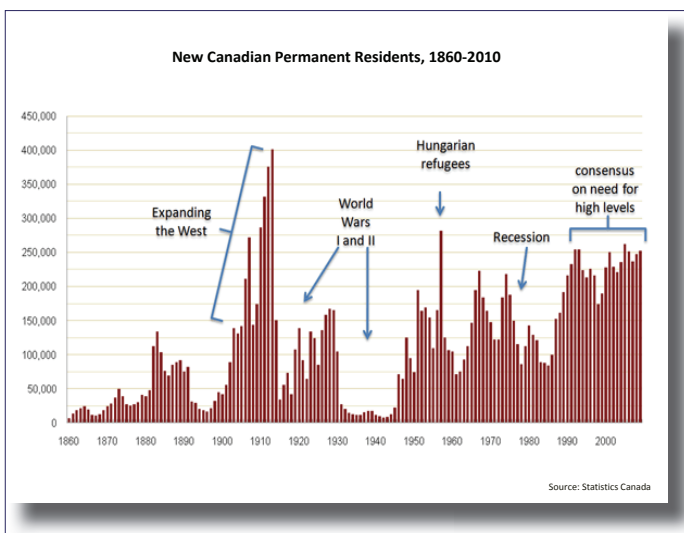


定の権利が与えられないなど、多文化の権利は個別の文化の保証としては比較的弱いものとなっている。結果として、それぞれの言語グループに対する言語の権利の階層化が生まれている。すなわち、連邦政府の支援は主に公用語に対してなされ、州や地方自治体レベルでの他の非公用語や先住民言語に対する支援はあったとしてもその度合いはさまざまである。

1960年代末の公用語法成立以来、国勢調査における公式のバイリンガルの割合は全体として着実に増加している。しかし、これらの割合は国全体で平均的に分布しているのではなく、また、2001年（17.7%）から2011年（17.5%）の間には、わずかながら減少している。1977年にはケベック州は、英語への言語の移行をくい止める方途として、教育を含めてフランス語のみがケベック州の公用語であると宣言する「フランス語憲章」を採択した。この政策にもかかわらず、ケベック州における英仏バイリンガルの割合は着実に上昇している（2001年の40.8%から2011年の42.6%）。一

方、英仏バイリンガルのカナダ全体における割合は、2001年の10.3%から2011年の9.7%に減少している。ケベック州のフランス語憲章が極めて保護主義的な性質を持っていることを考慮すると、バイリンガルの上昇という傾向は、他言語と比較して英語の言語としての強みが驚くべきものであるということの証左である。

とはいえ、公式の二言語併用政策の経済的、認識的、文化的な便益は広く認められており、二言語併用政策を支持する方向に世論は移行している。たとえば2004年の調査では、86%のカナダ人が子弟の第二公用語学習の重要性に賛同している。公用語法の採択にともない、英語が使用されている公立学校でもフランス語が必修科目となった。過去数十年の間に、様々なタイプのフランス語集中プログラムが広まった（とりわけ、カリキュラムの一部あるいは学校生活全てにおいて生徒がフランス語を使用するケベック州以外で）。フランス語集中プログラムでは、通常の英語プログラムと同様の



学習内容が教えられ、調査によれば、集中プログラムの生徒は、数学または科学のテストでは、集中プログラム以外の生徒と同様あるいはそれよりもよい成績を残している。フランス語集中プログラムの生徒は、話す、書く能力よりも、読む、聞く能力で高い技術を見につけているが、この不均衡は、学習あるいは対人コミュニケーションにおけるフランス語使用を深刻に妨げるものではない。従って全体として、フランス語集中プログラムは英仏二言語併用を若い英語話者のカナダ人に広げるうえで効果的であるように思われる。しかし、全国でフランス語集中プログラムに参加しているのは参加資格のある生徒のうち10%のみであり、同プログラムに参加していた生徒のうち、大学までフランス語学習を継続している割合は51%に過ぎない。途中で学習をやめる生徒の割合が高い要因の一つは、高等教育レベルでの専門科目の教師の訓練が不十分であることである。つまり、現時点では、英仏二言語併用政策をカナダで実質的に増加させるためには、集中教育は十分に普及しておらず、それゆえ、ケベック州以外での公式の二言語併用政策は頭打ちの状態にある。

他方、カナダにおける非公式言語はかなりの勢いを得ており、カナダ人口の5分の1が家庭では非公式言語を話していると報告されている。この非公式言語話者の増加は、カナダの移民政策を反映している。過去数十年の間に、カナダは年平均25万人の移民を受け入れてきた。これは人口一人当たりの永住移民の割合としては世界最大レベルである。移民出身国も増え（2001年の国勢調査では200以上の出身種族が報告されている）、1960年代の移民のためのポイント制度導入以降は、ヨーロッパ諸国から南半球の発展途上国に移行している。この移行は、異なる非公用語の相対的なレベルに反映されている。2011年の国勢調査時点で、6,775,800人の移民がおり（人口の20.6%）、カナダはG8諸国の中で最も高い移民の割合と移民の人口増加率を誇っている。

連邦政府は熟練労働力を優先していることから、移民の公用語の熟達度と教育を移民選定ポイント制度において重視している。カナダにおける高齢労働者と退職者の割合もまた急速に増え続けており、最近では、移民により人口増加が維持され、カナダにおける労働ニーズが満たされる一方で、就労率や労働移動性における課題にも直面している。今後10年以内に、移民は労働力純増の大部分を占めると予想されており、したがって、その経済的重要性から、移民の労働市場への統

Selection Factor Maximum points for Skilled Immigrant

English &/or French	28
Education	25
Experience	15
Age	12
Arranged employment	10
Adaptability	10
Total	100

Pass mark: 67 out of 100 points

If your score is 67 points or higher, you may qualify to immigrate to Canada as a federal skilled worker.

合は、連邦政府の優先的課題なのである。

労働市場移動性に関して移民が直面している課題として、雇用户と新規参入者は、公用語の熟達度を統合の最大の障壁の一つであると認めている。それゆえ、1990年初頭から、連邦政府は全国で、成人移民のための第二言語としての英語（ESL）訓練プログラムである Language Instruction for Newcomers (LINC) を開始した。同プログラムは永住権保持者に対して、基本的な読み書きから上級レベルまでの900時間の語学教育を提供する。さらに最近では、連邦政府はより高レベルの労働市場向けの公用語訓練プログラムにも資金を投じている。多くの州も移民のための公式の言語訓練に予算をつけている。こうしたプログラムは人気があるが、有効性、適切性、資金は、政府および言語学習者の両者にとって引き続き懸念事項となっている。

こうした特別な歴史的経緯から、カナダではいまや、英語の影響からフランス語の地位、習得、維持を強化するための一連の確固たる言語の権利が公用語法に盛り込まれている。英語は、世界経済における突出した言語としての地位を得たために、世界中で近接言語からの移行を推し進める非常に強い影響を及ぼし続けているが、同じことがカナダでも起こっている。このことは、国際競争力を失わずに母国語を保護したいと望む多くの国に対して、難しい問題を投げかけている。その結果、言語政策が発達し、終わりのない議論の対象となっている。これは、英語を第二公用語にしようという議論もある日本にも当てはまる。日本の学校では他の言語に英語がとってかわるかもしれないとの懸念がなされる中で、英語教育への投資熱は高まっている。

日本は、1980年代末からJETプログラムなどの英語教育

プログラムに投資しており、現在小学校低学年から英語教育を始めているがそれでも、カナダのバイリンガル集中プログラムはおそらく、日本における言語教育政策の発展のために参考になるであろう。カナダのバイリンガル集中プログラムに関する研究は、追加式のバイリンガル教育は明らかに認知で学術的に有益であるが、語学学習成果の持続のためには能力のある教師が不可欠であることを示している。こうした洞察からは、日本の語学教育政策が、「英語力を伴う日本人」を育てるために、高学年以降まで英語学習をする興味とモチベーションを醸成し維持するための方法が見えてくる。

カナダは明確な多文化主義政策を掲げているものの、王立委員会による検討期間中に要求された実質的な多文化言語の権利が拒否されたことは、カナダにおける多文化主義が、非公用語グループにとっては主として遂行的な文化権にまで希薄化してしまったことを意味している。カナダの例は、日本の多文化計画（2006年）、とりわけ「多文化共生」の本質と、それがいかんして焦点を曖昧にせず、またそこから生み出される効果が同化主義的にならずに発展できるかを考えるうえでの戒めとして参考になる。多文化主義の実質的な概念は、日本の学校におけるバイリンガル教育の、英語と日本語の範囲を越えた様々な形を後押しし、また、長期「外国人居住者」に対して別の形での承認やその権利に関して情報を提供する。

カナダ政府は「最良の」移民をフィルターにかける点数制度を利用する移民政策を通じて、高齢化する労働力と長期的生産性に関する問題に取り組んできた。多くの場合、公式言語訓練プログラムはカナダの労働市場への移民の統合を最適化するための取り組みの中で提供されてきた。こうした政策は、高度な技能を有する移民を奨励しつつ、（受け入れ）基準を作ることを回避している日本の現在の移民のための点数制度を確実にしようとする取り組みが、あまりに厄介なために、望ましい移民の数が満たされていないことを教えてくれる。カナダで行われている1年に及ぶ移民言語訓練プログラム（LINC）は、成人の第二言語の習得の現実に基づいており、したがって現在の、日本に到着以前と以後の外国人労働者のための第二言語としての日本語（JSL）訓練の妥当性についての洞察をもたらし、長期的な外国人労働者向けの地方自治体レベルでのJSLの提供に関する情報をもたらすだろう。結局のところ、カナダの政治的経済的目的をもった言語

政策の発展の長い歴史と経験は、日本がいかんして経済的優先事項、グローバルな統合という目標、そして国際化に取り組むべきかについて教えてくれるのである。

質疑応答のセッションでは、まず、日本においてグローバルな指導者と伝達者を育成するうえで、英語の義務教育にばかり注意が向けられてきたため、多くの教師にあまりにも多くの負担がかかっているのではないかと質問がなされた。ハク准教授はこれに対し、確かに英語はあらゆる問題を解決する万能薬ではなく、しばしば社会のすべての人々が英語を欲しているしまた必要としていると仮定することはたやすいが、実際には必ずしもそうとは限らないと述べた。

次の質問は、多文化主義、二言語併用政策、そして多民族がどのように相互に関連しており、どの程度、多人種社会であるカナダと大部分がアジアからの移民である日本が実際に比較可能なのか（特に多言語社会の実行可能性に関して）について質問がなされた。ハク准教授は、カナダへの移民は点数制度が導入されるまでは人種的に極めて同質性が高かったことを指摘した。カナダがより広範な移民を受け入れるに至ったのは、経済的必要性にかられたからであり、日本も近い将来同じ状況に置かれるかもしれない。さらに、カナダの公式の二言語併用政策は望んでいるようにうまくいっているわけではない。勢いがあるのは非公式言語である。最後に、カナダでは多人種国家でよくみられる現象が確認されている。それは、支配的言語への移行である。フランス語話者は特にバイリンガルが多い。

次に参加者から、カナダでは移民反対意見があるのに、どのようにして多文化主義への賛成意見と折り合いがつけられているのかについて質問がされた。ハク准教授は、この矛盾は他のどの国でも見られることであり、人々は、総論対各論にそって矛盾する意見を有する傾向にあると指摘した。さらには、多文化主義は、とりわけ米国に対するカナダのアイデンティティを定義するうえで遂行的である。

第4の質問は、カナダでの英語が話される地域とフランスが話される地域において、移民をめぐる競争があるかどうかの問題であった。ハク准教授は、ケベック州は独自の言語政策を採っており、フランス語話者人口を増強すべく、移民を呼び込むことに非常に熱心であると答えた。ケベックが抱える難しい問題は、本質的なケベック人のアイデンティティ

があるというナショナリスト感情があることである。このため、一方では言語的・経済的に必要な移民を受け入れながら同時に、ナショナルな、そしてサブ・ナショナルなアイデンティティを統合し維持することは難題である。

第5の質問は、カナダにおいて、移民の多い地域と移民がいない地域で、統計的に優位な犯罪率の差はあるかどうかについてなされた。ハク准教授によれば、カナダでは過去数年間犯罪率は低下しているものの、小さな町や地方における凶悪犯罪率は他の地域より高い。そのため、危険が高まっていると感じる人々もおり、特定の近隣地域に関心が集中することもある。しかしながら、どのような行動が犯罪を構成しているか（例えば、白人対わずかな薬物使用）、そしてどの共同体が法律執行の対象となっているかを見れば、報告されている犯罪率は誤解を招く恐れがあることがわかるだろう。

第6の質問は、集中プログラムに関するものであった。同プログラムの全体的コストや便益は何か。芸術などの授業も英語で教えられるのか。ハク准教授は、便益は極めて大きいと答えた。カナダでは、野心と十分な資金を有している親は子弟を集中プログラムに入れる。というのは、それにより最高の教育が受けられるからだ。また、芸術などの内容の授業ももちろん英語で実施されるのであるが、問題はどの程度まで国家が、教員研修に資金を投じるかである。よい教育成果を望むのであれば、生徒にのみ焦点を当てるのではなく、現在行われている教員研修とその保持にも関心を向けなければならない。

第7の質問は、多文化主義は次第に衰退し、原則においてのみ守られるようになるのではないかとこの点についてであった。ハク准教授は、「多文化主義の衰退」は、その開始時点から言われ続けてきたことであると指摘した。ある意味で、「多文化主義」は、社会におけるあらゆる善悪を空虚に指し示すものとして機能している。ほとんど実態のないものが作られると、人々はそこに自分たちが必要なものを投影しようとする。カナダが多文化主義から遠ざかっているかどうかについての答えは、どのような文脈で誰に対して問題にしているのかによって変わってくる。多文化主義は「カナダ性」のしるしとしては間違いなく存続している。

次に、カナダと米国の移民統合の経験の類似性について質問がなされた。ハク准教授は、米国もカナダもともに現在では、移民政策において明白な人種的な選好を有していないと

述べた。もっとも両国において、ある特定のグループに対しては移住を奨励し、他のグループに対しては思いとどまらせることで、一部の者たちがそれ以外の者たちよりも易々と統合できるようにする、巧妙な方法は存在する。たとえば、法律、言語的要件、そして、ある種の文化的慣行が歓迎され、それ以外は歓迎されないと示唆する市民権の手引きといった公的書類さえもがそこに含まれる。これらはすべて移民の経験を形成し、社会の多様性を決定づける規制制度を構成する要素なのである。この制度は必ずしも意図的に差別的なのではないが、実際において差別的になりうるのである。たとえば、家族再会推進計画の候補に対する公用語要件がますます厳しくなっている。多くの候補は高齢者であり、公用語資格を必要とするような立場で労働することは考えられないのであるが、言語のレベルを満たさないと移住できないだけでなく、高技術を持った親戚たちが社会的多様性全体に影響を及ぼすことができないということの意味するだろう。

次に、カナダの公共放送が公用語や二言語併用政策を進んで活用するために、意識的な努力を行っているかどうかについて短い質問がなされた。ハク准教授は、カナダの公共放送（Canadian Broadcasting Corporation とフランス語放送である Radio-Canada）には公用語要件があると述べた。非公用語言語については要件はないものの、明らかにこれらの放送局は、非公用語を話す視聴者に対するの取り組みと関与をしなければならない。したがって、たとえば法廷は多言語の通訳を用意しているし、病院では多言語コミュニケーションが可能にしている。

最後の質問は、ケベックにおける、多文化主義の対概念としての「インターカルチュラリズム」という概念は、均質化する傾向を反映しているのかについての質問であった。これに対してハク准教授は肯定しつつ、この点においてはケベック州は他の地域とは異なる道を歩んでいると述べた。フランス同様に、ケベック州は（強いカトリック伝統にもかかわらず）、自らを世俗社会と位置付けており、カナダの多文化のモザイク状態と関連付けている地域よりも強い同化主義的圧力を生み出している。

〈報告者略歴〉



苅谷剛彦（かりや・たけひこ）

1955年東京生まれ。

オックスフォード大学社会学科およびニッサン日本問題研究所教授。米国ノースウェスタン大学大学院でPh.D.（社会学）を取得。2009年9月まで東京大学大学院教育学研究科教授を勤めた。専門は、教育社会学、現代日本社会論。主な著書に『階層化日本と教育危機』有信堂、2001年（第1回大佛次郎論壇賞奨励賞受賞）、『教育改革の幻想』ちくま新書、2002年、『大衆教育社会のゆくえ』中公新書、1995年、『教育の世紀：学び、教える思想』弘文堂、2005年（サントリー学芸賞（思想・歴史部門）受賞）、『教育と平等』中公新書、2009年、『アメリカの大学・ニッポンの大学』『イギリスの大学・ニッポンの大学』（いずれも中公新書ラクレ、2012）などがある。



イブ・ハク

ヨーク大学言語・文学・言語学学科准教授。研究及び教育関心は、言語政策と民族言語的ナショナリズム、成人移民言語訓練政策・プログラム、カナダの多文化主義および二言語併用政策と実践。現在、カナダと英国における第二言語としての英語訓練プログラムの比較研究プロジェクトを率いている。カナダ・カチュラル・スタディーズ学会およびカナダ学会諮問委員会委員。主な著書に *Multiculturalism within a Bilingual Framework: Language, Race and Belonging in Canada* (University of Toronto Press, 2012) があるほか、*Social Identities*, *Journal of Multilingual and Multicultural Development and Pedagogy*, *Culture and Society* などの学会誌に掲載論文がある。

〈開催概要〉

グローバルな文脈での日本

第7回

ヘゲモニー言語としての英語

2014年12月15日／於 駐日カナダ大使館（東京）

報告者

荻谷剛彦（オックスフォード大学社会科学部およびニッサン日本問題研究所教授）

イブ・ハク（ヨーク大学言語・文学・言語学学科准教授）

カナダ大使館

Laurie PETERS, Counsellor and Head of Public Affairs

Cael HUSBAND, Second Secretary

ディレクター

田所昌幸（慶應義塾大学法学部教授）

デイヴィッド・ウェルチ（ウォータールー大学バルシリー国際関係大学院教授）

プロジェクトコアメンバー

久保文明（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

遠藤乾（北海道大学公共政策大学院教授）

参加者

安西祐一郎（日本学術振興会理事長）

近藤誠一（元文化庁長官）

清水さゆり（ライス大学歴史学部教授）

鈴木 章悟（マンチェスター大学社会科学部准教授）

沼田 貞昭（元駐カナダ大使）

松永佳子（文部科学省高等研究局高等教育企画課国際企画室専門官）

渡辺靖（慶應義塾大学総合政策学部教授）

アシスタント

アラディン・ディアクン（ウォータールー大学バルシリー国際関係大学院）

昇亜美子（政策研究大学院大学）

サントリー文化財団

今井涉（専務理事）

前波 美由紀（事務局長）

山内典子（プログラムオフィサー）

鳥井フェロー

有澤雄毅（慶應義塾大学法学研究科博士課程）



国際研究プロジェクト「グローバルな文脈での日本」は、研究者や実務家が政策を意識しながら日本の社会科学的研究を進める海外ネットワーク Japan Futures Initiative と提携しております。詳細はホームページをご覧ください▼
<http://jfi.uwaterloo.ca>



JAPAN FUTURES INITIATIVE
日本の未来プロジェクト
 Hosted by the University of Waterloo・ウォータールー大学主催